

京都市交通局管理規程第11号

京都市乗合自動車循環1号系統の運行に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年3月14日

京都市公営企業管理者
交通局長 葛西 宗久

京都市乗合自動車循環1号系統の運行に関する規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車循環1号系統の運行に関する規程の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「及びスルッとKANSAI協議会」を「スルッとKANSAI協議会」に改め、「プリペイドカード」の右に「又は京都市域共通回数券」を加え、同条第3項中「並びに」を「又は」に、「及び」を「若しくは」に改め、同条中第5項を第7項とし、同条第4項中「及び」を「又は」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

- 4 定期券を所持する旅客は、その所持する定期券の指定する経路又は地域が、循環1号系統の経路を含む場合、随意に乗車することができるものとする。
- 5 循環1号系統を指定する定期券は、これを発売しない。

附 則

この規程は、平成24年3月17日から施行する。

(交通局企画総務部企画課)